

弘前市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、弘前市消防団に対し、積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 弘前市長（以下「市長」という。）が消防団活動に協力している事業所等と認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号に規定する事業所等に対して、消防団活動に協力している証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。

(表示証の交付申請)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等（弘前市内に所在するものに限る。）は、市長に弘前市消防団協力事業所表示申請書（様式第1）により申請を行うものとする。

(認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うことができるものとする。

- (1) 従業員等が弘前市消防団員として、3人以上入団している事業所等
- (2) 従業員等の就業時間中における消防団活動について、積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等における資機材の提供、訓練場所又は施設用地の提供等、消防団活動を支援している事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制に寄与している事業所等

(審査)

第5条 市長は、前条の申請があつた場合、認定の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

(表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に消防団協力事業所表示証交付書（様式第2）及び表示証（様式第3）を交付するものとする。

（表示証の表示）

第7条 協力事業所は、市長から交付された表示証を表示することができるものとする。

2 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

3 表示できる表示証の様式等については、前条に掲げる様式第3のほか、様式第3の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

（表示証交付整理簿）

第8条 表示証の交付に際して、市長は、弘前市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第4）を備え付け、表示証の交付に関する事業所等の名称、住所、有効期限等の必要事項を記録するものとする。

（表示有効期間）

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取り消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意志を確認した上で、認定を更新できるものとし、認定に当たり消防団協力事業所継続認定書（様式第2の2）を交付するものとする。

（認定の取消し）

第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定の取り消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所の名称、弘前市消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第12条 市長は、協力事業所の協力内容等が認められたときは、当該事業所を表彰することができる。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、防災安全課が所掌する。

(他の市町村との調整)

第14条 弘前市外に所在する事業所等の協力事業所としての認定及び表示証の交付の取り扱いについては、その都度協議して決定するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。